

う ま く い い 会

平成19年2月5日発行
発行／宇佐市議会
直通：0978-32-2328
Fax：0978-32-1437

周辺部地域にこそ 通信網の整備を！



12月の定例会

主な内容

◎議案等 50 件を審議

- ・本会議の審議状況 P. 2 ~ 3
- ・平成 17 年度決算認定 P. 4 ~ 5
- ・常任委員会の審査 P. 6 ~ 8
- ・一般質問に 17 人が登壇 P. 9 ~ 15

○市議選挙期日概要 P. 16

市町村の合併に伴い、合理化・行財政改革の名のもとに、モノと人が中心市街地に集中化している。県は数年前に県下自治体を高速通信網で結ぶ事業を完成させ、情報化のインフラ整備を行なってきた。しかし、各自治体の周辺地域に目を向けると状況が一変する。

麻生地区は全地域においてほとんど携帯電話の電波圏外である。市内の周辺部においては、旧郡部の他の地域でもたくさんある。インフラ整備は、公共サービスの公平化の観点からすると、周辺部ほど必要性が高いはず。

早く市がひとつになるためにも行政は隅々にもっと目を向けなくてはならない。

●議 案	21件一可決 (条例改正5件、条例廃止1件、補正予算9件、他6件)
●請 願	8件—採択5件、一部採択1件、継続審査2件
●追加議案	1件一同意 (固定資産評価審査委員の選任)
●意見書案	4件一可決
●決 議 案	1件一可決 (議員辞職勧告に関する決議)

平成18年第4回定例会

(12/4~12/22)

【本会議第1日】(12/4)

◇諸報告(7件)

①宇佐市の新しい「市の花」「市木」に200件を超える応募があり、選定協議の結果、「市の花」は『つづじ』、「市木」は『イチイガシ』に決定したと報告があった。

②下押田第2工業団地に、三和酒類株式会社が、研究開発等の工場建設で進出。下押田第2工業団地は、一区画を残すのみとなつた。

③10月31日に開催した宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合議会の定例会の報告(主に補正予算案)があつた。

④10月27日に開催した行財政執行部に求めた「より一層の改革に努力するように出されたとの報告があつた。

※この他、⑤議会運営委員会⑥議案の訂正⑦議会の事務報告があつた。

◇議員提出による決議案 提案理由説明

平成18年9月12日深夜、飲酒運転で事故を起こし、道路交通法違反で罰金の略式命令を受けた後、議員を続ける意

志を表明していた議員に対し、議員30名から「議員辞職勧告に関する決議(案)」が提出された。その後、退席者(欠席2名)があつたが、辞職勧告決議案は可決された。

勧告に関する決議(案)が提出された。その後、退席者(欠席2名)があつたが、辞職勧告決議案は可決された。

勧告に関する決議(案)が提出された。その後、退席者(欠席2名)があつたが、辞職勧告決議案は可決された。

◇議案の上程並びに説明

◎条例の改正案(5件)・廃止案(1件)

◎補正予算案(9件)

◎指定管理者の指定案(2件)

◎その他(4件)

◇閉会中の付託審査事項の報告

◎決算特別委員会の委員長より、平成17年度一般会計歳入歳出決算の認定について。

◎各常任委員会に付託された平成17年度特別会計歳入歳出決算の認定について。

◎「家族旅行村『安心院』、安心院B&G海洋センター、安心の里交流施設」の3施設の管理を、市が指定管理者候補として決定した「安心院長期休暇研究連合会」に指定することについての議案は、継続審査とする。

◎「農振除外却下の再考を求める請願書」については、引き続き継続審査とする。

◎「安心院町農協ライスセン

ター新築工事に伴う宇佐市助成金に関する請願書」について、賛成多数で採択と決定した報告があつた。

◇各常任委員会の審査報告の後、質疑・討論・採決

平成17年度一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成多数で認定された。

「安心院町農協ライスセンター新築工事に伴う宇佐市助成金に関する請願書」について、質疑・討論・採決の結果、可決された。

◇議案質疑並びに委員会付託

初日に上程された議案に対する質疑が行われ、議案並びに請願が、それぞれの所管である委員会に付託された。

◇本会議第2～5日】(12/12～15)

【本会議第2～5日】

(12/12～12/15)

◇市長報告

閉会後、市長より、現在、宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合で推進しているごみ処理施設の建設について、新たに「国東市」を加えた3市で共同処理をする方向で協議を開始したという報告があつた。

《固定資産評価審査委員会の選任に同意》

吉用哲男氏
(葛原)

【本会議第6日】(12/22)

◇各常任委員会の審査報告の後、質疑・討論・採決

第1日に上程された議案21件、請願8件の審査結果が報告された。請願2件が継続審査となつたほか、質疑・討論・採決の結果、それぞれ、可決・採択・承認となつた。

また、その後、追加上程された「宇佐市固定資産評価審査委員会委員の選任」についてを同意、請願に基づく意見書案4件を全会一致で可決した。

12月補正予算可決（一般会計）

補正額 2億5,600万円 減額

累積予算額 244億8,300万円



気になる請願審議等の動向に多くの関係者が傍聴！

【解説】

12月議会での一般会計の減額補正は、大きな事業に関する事業費確定による減額が主となっている。

立ったものとして、小・中学校の就学援助費の年度途中認定者が増えたことによる増額などとなっている。

【主な歳出内容】

◎総務費

3,724万8千円減額

（市議会議員選挙に関わる職員手当、役務費、委託料等3、256万円が主な減額理由）

◎民生費

4,321万3千円減額

（児童措置費は過大見積り、生活保護費は受給者死亡等に

よる減額6,563万7千円が主な理由）

◎衛生費

7,133万円減額

（新葬斎場建設工事に關わる予算残4,410万4千円、ゴミ焼却炉の整備によるゴミ処理の燃料費1,743万1千円等の減額が主な理由）

◎農林水産費

1億420万3千円減額

（長洲漁港漁業集落環境整備事業費で、委託料230万4千円・補償費7,734万6千円等の減額が主な理由）

◎商工費

281万円減額

（中小企業振興資金保証料補給補助金170万円等の減額が主な理由）

◎消防費

627万5千円増額

（消防栓工事負担金297万円等の増額が主な理由）

◎教育費

612万8千円増額

（就学援助費の585万4千円の増額が主な理由）

【解説】
【債務負担行為】

債務（経費の支出義務）を後年度以降に負担する制度と

して、地方債のほかに債務負担行為がある。予算の内容の一部として議会の議決によって設定されるが、歳出予算には含まれない。設定後に事情が変わり、その期間または限度額を変更する必要が生じた場合には、補正予算によつて変更することができる。

今定例会での債務負担行為の補正は、合計78件で主に警備・管理・保守委託・使用料等の業務委託となつていて、限度額の大きいものは、

（電算業務（常駐システム・エンジニア）委託1,890万円）

0万円

◎葬斎場「やすらぎの里」指定管理者委託1億1,092万5千円

◎平成の森公園野球場グレードアップ事業設計委託1,350万円等となっている。

【繰越明許費】

経費の性質や予算成立後の何らかの理由で、その年度内に支出を終わらない見込みがあるものについて、議会の議決を得て、翌年度に限り、繰り越し使用できるようにするもの。

今回の補正には、4月の市議会議員改選で定数減となるため、議会棟（議場）の改修事業予算1,800万円が計上されている。主なものは、マイク等の設備改修である。

国・関係機関へ提出した意見書

◎「最低保障年金制度」の創設を求める意見書

無年金者・低年金者が増え続ける中、高齢者の生活を支えることを目的にしたもの

◎医療制度の改正を求める意見書

平成18年6月の制度改革による負担増（リハビリの日数制限など）の改善を求めるもの

◎就学前までの乳幼児医療費助成制度に関する意見書

全国的に統一した基準で乳幼児医療費の助成制度の創設を求めるもの

◎大分県乳幼児医療費助成事業の見直しを求める意見書

平成18年10月の改正で1回500円の負担金が導入され不安が広がっている。就学前までの医療費無料制度の拡充を求めるもの

7年度 審査

一般会計

一般会計決算特別委員会は去る11月14日・15日・17日の3日間にわたり開催された。本決算は「新宇佐市」最初で、歳出総額は約270億円で前年度を下回った。

審査にあたり、単に会計上の処理が正しく行われているかということだけでなく、国や県の交付税や補助金はどうなつたのか、無駄や不公正な使途はないか、住民要求がどれだけ反映されたか、費用対効果はどうかなどの角度から検討を行つた。決算の概要は、実質収支額は約8億円の黒字だが、單年度収支は約2億5千万円の赤字。

経常収支比率は前年度100・6%から96%と僅かに改善された。歳入では、市税が対前年度比で約4、889万円の増、地方特例交付金と地方交付税

を合わせて約3億3千万円の増となつており、いたずらに財政「危機」をあおるのは一面的という意見も出された。

収入未済額は約4億3千万円、不納欠損額も約4千万円

にては今後、徹底した徴収対策を講じるべきであるとの意見が出された。

歳出では、人件費や物件費、補助費、普通建設事業費など

が減少に転じたことなどで、公債比率（借金の適否を判断

する数値）は前年度に比べ0・

6ポイント改善し、15・5%

となつた。しかし、借金総額

は約309億円で年間の返済

金は約37億円。1日約1千万

円の税金が使われたことになつた。

本会議での討論では同和閣

係予算、あるいは農政関係の財産管理等について反対意見が出されたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定された。

〈表の解説〉

普通会計とは、一般会計及び企業会計以外の特別会計を合算したものである。

本表は、一般会計に住宅新築資金等貸付事業、家族旅行村「安心院」運営事業、藤・稻尾奨学資金の各特別会計を合算して、作成されたものである。

なお、一般会計のみについては、1月20日付けの市報に掲載されているので参照のこと。

(単位：千円)

区分	17年度	16年度
歳入総額	28,137,034	29,477,014
歳出総額	27,068,032	28,313,921
歳入歳出差引額	1,069,002	1,163,093
翌年度繰越財源(繰越明許費)	267,457	109,749
実質収支	801,545	1,053,344
単年度収支	△ 251,799	1,053,344
積立金	18	239
積立金取崩し額	570,000	979,176
実質単年度収支	△ 821,781	74,407
標準財政規模	15,489,294	14,952,346
財政力指数(H15~17)	0.405	0.386
公債費比率	15.5%	16.1%
公債費負担比率	18.0%	17.3%
経常収支比率	96.0%	100.6%
積立金現在残高	5,109,345	5,281,122
地方債年度末残高	30,990,607	31,213,674
地方税	5,620,204	5,571,305



審査中の決算特別委員会

《普通会計決算状況》

	17年度末	16年度末
人口(住基)	62,792人	63,225人
市職員数	800人	820人

性質別歳出

四捨五入等のため
数値に突合しない場合もある。(単位：千円)

区分	決算額	構成比%	前年度 増減率(%)
消費的経費	人件費	6,840,101	25.2 △ 7.4
	扶助費	4,155,813	15.3 4.8
	公債費	3,723,821	13.8 △ 0.1
	物件費	2,806,949	10.3 △ 14.0
	維持補修費	293,307	1.1 △ 18.5
	補助費等	1,267,289	4.7 △ 12.7
小計	19,087,280	70.5 △ 5.3	
その他	繰出金	2,914,237	10.8 1.4
	投資及出資金貸付金	76,000	0.3 △ 34.7
	積立金	348,325	1.3 469.9
小計	3,338,562	12.3 9.4	
投資的経費	普通建設事業費	3,867,685	14.3 △ 18.1
	内補助	1,507,330	5.6 △ 14.7
	訳単独等	2,360,355	8.6 △ 20.1
	災害復旧事業費	774,505	2.9 101.5
小計	4,642,190	17.2 △ 9.1	
合計	27,068,032	100.0 △ 4.4	

平成17年度決算

特別会計

特別会計は11あり、下記表のとおり所管の常任委員会で各々審査された。一部反対討論も出されたが全て認定となつた。

福祉関係4会計はすべて当初に比べ大幅な増となつており、決算額も毎年次増加傾向をたどつてゐる。

「国民健康保険」では、基金積立額3億7,869万円の内、4,147万円を取り崩したにもかかわらず、実質単年度収支は4,100万円の赤字となつてゐる。

「介護サービス事業」では、特別養護老人ホーム「妙見荘」の運営会計であるが、前年度同様に単年度収支においても約2,500万円の黒字決算となつてゐる。

「住宅新築資金等貸付事業」は、調停額は約8億2,797万円であるが、貸付金元利収入の未収金分を見越して予算額は2,500万円強となつてゐる。

(単位：千円)

会計名	金額	当初	最終予算額	歳入総額 (収入済)	歳出総額 (支出済)	差引残額 (翌年度繰越額)	実質収支額	普通会計からの繰入額	付託委員会
国 民 健 康 保 険	6,165,598	6,267,746	6,397,630	6,225,704	171,926	171,926	704,366	文教福祉	
老 人 保 健	8,789,935	8,836,734	8,568,410	8,562,097	6,313	6,314	635,821	文教福祉	
介 護 保 険	4,979,576	5,447,250	5,397,250	5,286,695	110,555	110,555	820,329	文教福祉	
介 護 サ ー ビ ス 事 業	312,000	340,881	380,518	328,582	51,936	51,936	0	文教福祉	
藤・稻尾奨学資金	910	910	901	900	1	1		文教福祉	
家族旅行村「安心院」運営事業	39,910	37,432	38,703	35,800	2,903	2,903		産業経済	
農業集落排水事業	642,818	630,356	637,936	618,715	19,221	18,691	82,626	建設環境	
住宅新築資金等貸付事業	25,740	25,740	25,735	25,735	0	0		建設環境	
簡易水道事業	744,463	746,818	745,917	739,019	6,898	6,898	130,131	建設環境	
公共下水道事業	997,091	921,365	925,436	915,112	10,324	10,324	451,831	建設環境	
特定環境保全公共下水道事業	330,974	363,219	262,701	257,402	5,299	2,270	89,133	建設環境	
合 計	23,029,015	23,618,451	23,381,137	22,995,761	385,376	381,818	2,916,691		

Q&A(抜粋)

国民健康保険

Q. 国からの財政安定化支援金は、一般会計から国保会計に全額繰り入れるべきだが。A. 100%に近い率で繰り入れた。今後も全額繰り入れを努力する。

Q. 国保税の滞納者に対する資格証明書は、65歳以上の高齢者には出すべきでないが。

A. 発行していない。

介護保険

Q. 現在の基金額とその用途は。最低残高が決まっているのか。

A. 基金額は約4,324万円。残高に縛りはなく、3年に1度の保険料の見直しに反映させる。

介護サービス事業

Q. 特別養護老人ホーム「妙見荘」の入所者の介護度は。A. 要介護5が39名、要介護4が18名、要介護3が8名、要介護2が7名、要介護1が8名で、平均介護度は3・9である。

農業集落排水事業

A. Q. 実施地区及び進捗状況は。矢部地区、安心院地域が深見地区、院内地域が山城地区、御沓地区の5カ所を実施し、このうち4カ所は事業が終了。現在、御沓地区を平成21年度の完成予定で事業を実施している。

住宅新築資金等貸付事業

Q. 滞納者が多いがどのように取り組みをしているのか。

A. 収納関係の委託職員を1名補充しており、通年は400から450万円の徴収金が平成17年度では800万円強の徴収実績をあげた。

簡易水道事業

Q. 滞納者の内訳は。A. 市内居住者が139人、市外居住者が12人、行き先不明者が35人、死亡者が57人。

Q. 水道料金の未収金1億5,000万円が全額流動資産に移行したが、経緯は。A. 水道料金の未収金は全額流動資産に計上するよう定期的に定められている。今後も未収金の解消に向け努力する。

常任委員会の審査報告

総務 (12/18)

(安心院支所)

議案・3件

- 宇佐市個人情報保護条例及び宇佐市情報公開条例の一部改正

—可決—

審査会にする条例での双方の条例に規定しているものを一体化することで、個人情報の保護条例に罰則を定めるための改正

Q. 個人情報保護条例の罰則強化の改正に関して、過去5年間、宇佐市で漏洩事件はあつたか。

A. 個人情報の漏洩事件はない。

○宇佐市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正

Q. 個人情報保護条例の罰則強化の改正に関して、過去5年間、宇佐市で漏洩事件はあつたか。

A. 個人情報の漏洩事件はない。

○宇佐市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正

Q. 個人情報保護条例の罰則強化の改正に関して、過去5年間、宇佐市で漏洩事件はあつたか。

A. 個人情報の漏洩事件はない。

○平成18年度宇佐市一般会計補正予算(分割審査)——可決——

障害者自立支援法の施行に伴う、地方公務員災害補償法第30条の2の改正に伴う条例改正

- 平成18年度宇佐市一般会計補正予算(分割審査)——可決——
- 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ25、600万円を減額し、歳入歳出予算の総額を244億8300万円とするもの

Q. 平成19年度電算業務における債務負担行為の委託費、2名分の1、890万円(1人年額945万円の物件費)は高すぎるのではないか。また、市の職員と比較はどうか。

- 宇佐市個人情報保護条例及び宇佐市情報公開条例の一部改正

—可決—

A. 県の示した基準の額だ。市の職員よりも高い。

Q. 特殊勤務手当を支給している部署はどこか。また、その内容はどのようなものか。

A. 現在、手当があるのは、保育士や保健師など資格を持つものに限られている。

Q. 財政調整基金を一般会計に繰り入れているが、残額はいくらか。また、斎場の建設に公共施設整備資金をいくら投入したのか。

A. 現在、手当があるのは、保育士や保健師など資格を持つものに限られている。

Q. 財政調整基金を一般会計に繰り入れているが、残額はいくらか。また、斎場の建設に公共施設整備資金をいくら投入したのか。



審査中の総務常任委員会

文教福祉 (12/18)

(宇佐市議会議事堂)

議案・7件

A. 財政調整基金の残額は約14億円。新斎場建設に投入した公共施設整備基金は、総額で約3億円である。

- 最低保障年金制度の実現をお願いする請願書

—採扱—

A. 2月1日から14日まで休館し、統合作業を行う予定。現在のカード1枚で全館利用できるようになる。

- 平成18年度宇佐市国民健康保険特別会計補正予算——可決——

Q. 図書館の本館・安心院分館・院内分館のシステム統合は。

○平成18年度宇佐市介護サービス事業特別会計補正予算の増額



環境にめぐまれた院内町特養老人ホーム「妙見荘」

Q. 委託介護サービス給付額理由は。

Q. 委託介護サービス給付額理由は。

Q. 就学援助費の増額理由は。

- A. 介護の保険制度の改正に伴い、国の指針で当初要介護1のうち約8割が要支援2へ移行する予算措置をしたが、実際には約6割の移行で居宅介護サービス費が不足し、組み替えを行うもの。**
- 大分県後期高齢者医療広域連合の設置—可決（賛成多数）—**
 平成19年2月1日から大分市外17市町村と後期高齢者医療に関する事務を処理するため、規約を定め、大分県後期高齢者医療広域連合を設置するもの

- Q. 保険料の算定方法と徴収方法はどう変わるのか。**
- A. 広域連合議会で決められる。支払方法は8割が年金より天引きとなる。**
- Q. 保険料の負担はどうなるのか。資格証明書の発行は高齢者の命にかかるが。**
- 医療制度改正に関する国への意見書の提出をお願いする**
- 国と県へ就学前までの乳児医療費助成を求める請願書**
- 子どもの医療費無料の継続を求める請願書**
- 国保・介護保険の保険料利用減免制度の創設と拡充を求める請願書—継続審査—**
- 学校給食センター「安心院・院内地域」建設計画にかかる再検討についての請願書**

建設環境

(12/19-22)

(宇佐市議会議事堂)



- 例の一
御沓地区農業集落排水施設条例の一部改正—可決—**
 御沓地区農業集落排水処理施設の処理区域に副地区の一部及び田ノ口地区の一部を追加するもの
- 平成18年度宇佐市一般会計補正予算（分割審査）—可決—**
 主なものは葬斎場新設事業費の減額であり、工事管理委託料の減額である。主なものは葬斎場新設事業費の減額であり、工事管理委託料の減額である。
- 平成18年度宇佐市農業集落排水施設条例案・8件**

- Q. 7月から本格的実施になつた有料ごみの効果は。**
- A. 7月から11月までの平均で15%程度の減量になつた。**
- Q. 7月から本格的実施になつた有料ごみの効果は。**
- A. 7月から11月までの平均で15%程度の減量になつた。**
- Q. 財源更正による科目的組替えをするもの**
- 平成18年度宇佐市簡易水道事業特別会計補正予算—可決—**
 主なものは総務費193万円などの減額
- 平成18年度宇佐市公共下水道事業特別会計補正予算—可決—**
 主なものは公共下水道費1,51万4千円、総務費127万6千円の増額と公債費105万2千円の減額
- 平成18年度宇佐市市営住宅条例の一部を改正する条例—承認—**
 市営深見第2団地を平成18年11月1日より供用開始するため、当該住宅を条例に追加するもの

- Q. 指定管理者導入後に事故等が発生した場合は。**
- A. 危機マニュアルを指定管理者が作成するが、詳細については協議中。**
- Q. 指定管理者導入後に事故等が発生した場合は。**
- A. 危機マニュアルを指定管理者が作成するが、詳細については協議中。**
- Q. 行財政改革推進特別委員会**

- Q. 指定管理者導入後の二つの**
- Q. 指定管理者制度の内容は。**
- A. 指定管理者導入後に事故等が発生した場合は。**
- A. 危機マニュアルを指定管理者が作成するが、詳細については協議中。**
- Q. 行財政改革推進特別委員会**



拡幅が望まれる国道に接続する四日市交差点

- Q. 指定管理者制度の内容は。**
- A. 指定管理者導入後に事故等が発生した場合は。**
- A. 危機マニュアルを指定管理者が作成するが、詳細については協議中。**
- Q. 行財政改革推進特別委員会**

- Q. 指定管理者制度の内容は。**
- A. 指定管理者導入後に事故等が発生した場合は。**
- A. 危機マニュアルを指定管理者が作成するが、詳細については協議中。**
- Q. 行財政改革推進特別委員会**

- Q. 指定管理者制度の内容は。**
- A. 指定管理者導入後に事故等が発生した場合は。**
- A. 危機マニュアルを指定管理者が作成するが、詳細については協議中。**
- Q. 行財政改革推進特別委員会**

産業経済

《継続審査分》

11/2・11/29・12/21

(宇佐市議会議事堂)

議案・1件

- 指定管理者の指定

—可決（賛成多数）—



指定管理者の指定を受け、組織も一新して運営に携るスタッフ

- 農振除外却下の再考を求める請願書
- 継続審査—

- 安心院町農協フイスセンター新築工事に伴う宇佐市助成金に関する請願書

—採択（賛成多数）—

- Q. 合併前の旧安心院町の重要な事項として新市に引き継いだ事業で、ライスセンターも完成して稼動している。工事が期限内に完成すれば、国の補助金返還や市の助成金カットという事態を招かなかつた。全農や業者への対応は。

A. (参考人・安心院町農協組合長) 全農に対しては、施設建設契約書約款、民法（善管注意義務）に従い、工事請負契約約款に基づき履行されるよう文書でお願いし、国庫補助金の減額分は、当農協と協議し、誠意を持って対処するという文書回答と年度内に補填され約束を取りつけている。

- A. 施設管理だけでなく、市理候補者に選定したのは、何故か。
- 1位であつた団体を外し、市議で2位の団体を指定管理候補者に選定したのは、何故か。

Q. 選考委員会の評価順位が

「グリーンツーリズム推進宣言」の議会決議を重視し、今後のツーリズム推進や地域振興のための政策的判断をした。

農を通じて10月26日に施設建設工事請負契約約款に基く、工事履行遅滞違約金を請求した。

(事業施行について県知事認可を受けるためのもの（安心院町妻垣地区）)

議案・1件

請願・1件

Q. 市の再建支援の必要性は認めると、業者と比較しても購入品の販売価格は安い。

組合員に信頼される自助努力が求められる。

- 大分宇佐農業協同組合への経営支援に関する請願書
- 一部採択（賛成多数）—

- Q. 市の財政状況が厳しく、行財政改革を断行している時期であり、農協へ公的支援すると他の公共的団体にも波及する。市民の理解も難しい。組合員の農協ばなれ対策、再建対策は。
- A. (参考人・大分宇佐農協組合長) 今後は、15名導入する農業指導員によって、農業指導体制の充実・強化と存続可能な状況の持続に向け、全力で努力する決意。

Q. 市の財政状況が厳しく、行財政改革を断行している時期であり、農協へ公的支援すると他の公共的団体にも波及する。市民の理解も難しい。組合員の農協ばなれ対策、再建対策は。

A. (参考人・大分宇佐農協組合長) ①金融部門の健全化②組合員に対する増資計画③米・麦・大豆一体の集荷システム計画④人件費の抑制⑤購買代金の未収金や不良債権の抑制と回収⑥ガソリンの全農買取⑦営農指導員5名導入⑧本所（四日市）の売却などで再建に向けて努力する。

Q. 支援要請額1億5千万円の根拠は。

A. (参考人・大分宇佐農協組合長) 米の減収に伴う関連収益減の約1億円と購買未収に關わる引き当て相当額約5千万円で、決算収支は、約1億7千万円の不足

を見込んでいる。

Q. 市の再建支援の必要性は認めると、業者と比較しても購入品の販売価格は安い。

組合員に信頼される自助努力が求められる。

議案・6件

請願・1件

《第4回定期会付託分》

12/19（院内支所）

12/21（宇佐市議会議事堂）

議案・1件

- 宇佐市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正—可決—
- (個別に規定していた市営事業を包括的に規定するもの)

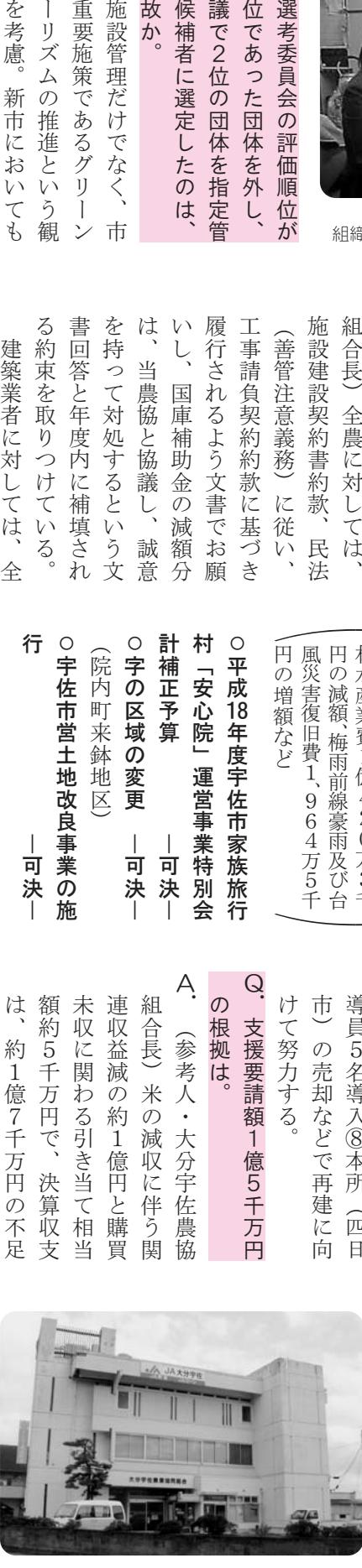
- 宇佐市営駐車場条例の廃止
- 可決—

(宇佐神宮奥橋前駐車場の用地を地権者へ返還するもの)

- 平成18年度宇佐市一般会計補正予算（分割審査）
- 可決—

Q. 今回の補正予算是補助事業の事業費確定に伴う増減等。農林水産業費1億420万3千円の減額、梅雨前線豪雨及び台風災害復旧費1,964万5千円の増額など

- 平成18年度宇佐市家族旅行村「安心院」運営事業特別会計補正予算 —可決—
- 字の区域の変更 —可決—
- (院内町来鉢地区)
- 宇佐市営土地改良事業の施行 —可決—



市に緊急支援を求めてきた「JA大分宇佐」

一般質問

(12/12~12/15)

放課後児童クラブの設置について

質問 大隈尚人

問① 文部科学省が推進する保護者負担なし、場所も確保できる放課後児童クラブ制度を取り入れるべきではないか。

答 この事業は、放課後や週末に地域の方々の参画を得て勉強やスポーツ、文化活動等に取り組むもので基本的には、学校施設を利用する。19年度は試行的に1~2箇所の取り組みを考えている。

問② 大型災害時における小規模災害に対する市単独の補助金制度はないのか。

答 市としての単独事業はない。国の支援制度に該当しない小規模災害に対して大分県が実施している、全壊のみならず半壊、床上浸水の被害を受けた住民や住宅再建等に対する支援事業（補助金の半額を市が負担する事が採択条件）の導入を受けて、宇佐市被災度を導入した。

問③ 小・中学校の遠距離通学生のバス代について。

答 総務省を制定し、平成18年9月1日より被災者への救済支援制度を示して下さい。

4日間にわたり、17名の議員から市政一般に関する質問がありました。特に、小・中学校でのいじめや自殺についての実態把握や対策への質問、農家を襲った稻の大不作への救済についてなどが目立ちました。

答 通学補助費については、旧市町間で補助の格差があった。現在、この格差是正の統一した補助規定を作っている。

答 特に路線バス利用の補助については、今まで一部保護者負担をお願いしていたが、実費を全額補助する方向で考えている。

答 小菊寮については、将来、敷地内に福祉ゾーンとして建設したらどうか。

答 小菊寮については、将来、指定管理者制度を導入する計画なので、現時点では建て替えの計画はないが、提案された「福祉ゾーン」については、今後の参考にする。

問④ 老人ホーム小菊寮の建

答 通学補助費については、旧市町間で補助の格差があつた。現在、この格差是正の統一した補助規定を作っている。

答 通学補助費については、妙見荘の旧市町間で補助の格差があつた。現在、この格差是正の統一した補助規定を作っている。

「街なみ整備事業」について

質問 加来栄一

問① 障がい者の雇用状況について。

答 宇佐市における障がい者の就労している人数、就労したいが職につけない人数は。

問② 中心市街地の街なみ整備事業について。

答 現在就労している人数は身体210人、知的128人、精神16人。求職中の人数は身体86人、知的10人、精神14人となっている。

問③ 地域の雇用状況について。

答 現在就労している人数は精神210人、知的128人、身体86人、知的10人、精神14人となっている。

問④ 土地の買占めがあるのでは。

答 年度の障がい者雇用率は市長会が0・89%となっている。

答 部局が2・15%、教育委員会は101人。市役所の18

答 年度の雇用率は市長会が0・89%となっている。

答 年度の雇用率は市長会が0・89%となっている。

答 年度の雇用率は市長会が0・89%となっている。

答 年度の雇用率は市長会が0・89%となっている。

答 これから家の家屋調査となるので、現在のところ確認できていない。



拡張計画が始まる四日市の「極楽通り」

答 これから家の家屋調査となるので、現在のところ確認できていない。

答 土地登記簿等による確認では、一部において所有権移転が見受けられるが、買占めかどうか分かりかねる。

答 土地の買占めがあるのでは。

答 土地登記簿等による確認では、一部において所有権移転が見受けられるが、買占めかどうか分かりかねる。

答 土地の買占めがあるのでは。

答 これからの家の家屋調査となるので、現在のところ確認できていない。

答 小菊寮については、将来、指定管理者制度を導入する計画なので、現時点では建て替えの計画はないが、提案された「福祉ゾーン」については、今後の参考にする。

答 小菊寮については、将来、指定管理者制度を導入する計画なので、現時点では建て替えの計画はないが、提案された「福祉ゾーン」については、今後の参考にする。

「いじめ」について

質問 宮丸龍美

問① 小・中学校でのいじめの実態・対策について。

答 市内すべての小、中学校において、全児童生徒に対しアンケートや面接等を実施。その結果、1件の報告有り。各学校に対しても、いじめの実態の把握・子供達への指導・悩み等を相談しやすい環境づくり等を指導している。

問② エコ燃料について。

(1) 各給食センターの廃食用油はどうしているか。



耕作者不在により増え続ける荒廢果樹園

答 廃食用油は、全部で6,300㍑あり、リサイクル業者に買取りしてもらっている。

(2) BDF化を考えないか。

答 バイオディーゼル燃料とは、再生可能な資源（台所や給食センターから出る使用済み油）からつくられる軽油代替燃料。市でも、中堅・若手職員を中心に、市長に提案し施策に反映させる制度を検討している。

問③ 農業問題について。

(1) 作況指數72、農家への対策と、今後の米作りへの対応は。

答 今後は、災害に強いヒノヒカリ以上の品種導入に向け、国・県に対して要請を行っていく。

答 「損害評価特例措置」を農林水産省に要請中。県よりも利子補給の実施をしていく。

安心院・深見・津房3中学校にふさわしい取り組みを

質問 笥口 孝

問① 宇佐市立安心院・深見・津房の3中学校の統合が近づいているが、各学校とも永年の歴史が刻まれており閉校、開校にあたっての記念行事・

資料保存等の計画は。

答 3中学校の閉校行事は、学校、PTA、自治委員等で構成される実行委員会を設け、各学校が独自の取組を予定している。また、各学校の重要な資料は新制安心院中学校に一括保存するよう考えている。

問② 記念誌発行に伴う予算と発行部数について全戸配布が望まるが予算は伴うのか、また、引越し・開校行事等への予算は充分なのか。

答 記念誌発行にあたっては全戸配布に努める。引越し費用については補正予算を計上し、引越し期間については3月末を目途に完了させるよう計画している。

答 平成12年度よりの中山間

めに、生徒主体の輝かしい希望に満ちた開校式を計画したいと考えている。

問③ 周辺地域の活性と未利用地の活用と再生について伺う。

答 中期の展望と計画については、厳しい財政事情では短期解消することは困難な状況であり、開発公社の経営健全化計画に基づき対応していく予定。企業誘致を目的に造成した土地については、積極的に誘致活動を展開し売却に努める。上の原地区農村工業団地は、再度、工業団地として位置づけ検証し、未回収の土地取得を検討したい。公社独自で造成した住宅用地、代替え地等は民間売却を実施する。

答 中期の展望と計画については、厳しい財政事情では短期解消することは困難な状況であり、開発公社の経営健全化計画に基づき対応していく予定。企業誘致を目的に造成した土地については、積極的に誘致活動を展開し売却に努める。上の原地区農村工業団地は、再度、工業団地として位置づけ検証し、未回収の土地取得を検討したい。公社独自で造成した住宅用地、代替え地等は民間売却を実施する。

答 大分県北部地域では、72%という過去最低の状況にあるが、このような基幹的作物の広範な被害対応については単独市町村では非常に難しい。損害評価特例措置による救済策を農林水産省に要請中。金融支援措置の実施に伴い、市としても県と一体となり利子補給等の支援を実施したい。

答 大分県近代化資金における水稻被害対策資金実施要綱で定めた市町村の特別利子補給率を負担し、各種制度資金につきにより据え置きや償還期間の延長を行う。

平成18年度産の稻作の大不作について

質問 広岡利公

問① 近年はない水稻の大不作は、農家としては死活問題である。市として何等かの救済を考えるべきではないか。

答 作況指数が70%から73%とも言われているようだが、実際では想像以上の凶作だ。大分県や共済組合も被害を重く見て、低利の融資も実施するようだが市としての対策を考えてはどうか。

答 大分県北部地域では、72%という過去最低の状況にあるが、このような基幹的作物の広範な被害対応については単独市町村では非常に難しい。損害評価特例措置による救済策を農林水産省に要請中。金融支援措置の実施に伴い、市としても県と一体となり利子補給等の支援を実施したい。

答 大分県近代化資金における水稻被害対策資金実施要綱で定めた市町村の特別利子補給率を負担し、各種制度資金につきにより据え置きや償還期間の延長を行う。

問② 小泉政権では、最低生

活を送る保護家庭に対し非情かつ冷酷な手段として保護費給付の抑制を実施してきた。地方自治体として国の施策に準じて厳しい要件を強引に押しつけている。他市では、保護の申請を拒み餓死寸前まで追い込んでおり、7割以上の申請を門前払いして受けようとしない。宇佐市の場合はどうか。

答 宇佐市では、保護の受給要件等制度の趣旨を正しく理解いただけるよう相談内容に

追い込んでおり、7割以上の申請を門前払いして受けようとしない。宇佐市の場合ははどうか。

応じて適切に対応しており、平成17年度は134件の申請に対し82件の申請を受理し拒否はしていない。



豊作が期待される麦作

問⑤ 長洲浜部地域は、高齢化率が高く、人口密集地でもある。公共交通機関の路線導入を検討するべきだがどうか。

答 自治区が独自に住民の利用希望や意向調査を行つており、それを勘案し対処したい。

問⑥ 現在の雇用を取り巻く状況は異常で深刻な事態。宇佐市における実態はどうか。

答 非正規雇用は5、812人で27%である(平成16年)。

問⑦ 東京都では若者向けに「ポケット労基法」を作成し、労働者の権利に関する啓発に努めているが実施できないか。

答 有効な手段として、参考にしたい。

問⑧ 保育園を拠点に実施している子育て家庭への支援事業はニーズが高く1カ所では不十分。早期の増設をするべきでないか。

答 計画では平成21年度までに5カ所増やし、6カ所で実施する計画になつていて。

問⑨ 次世代育成計画の最重要課題と位置付けている「児童館」の建設はどこまで進んだか。

答 平成21年までの早期設置に向けて、既存の施設利用を中心検討している。

市民の健康対策について

質問 大弓重見

問① 風邪、インフルエンザ、肺炎の症状ならびに対策について。

答 ノロウイルス、感染性胃腸炎で別格御腹の風邪で、風邪の症状に似ており、嘔吐や下痢発熱などの症状を引き起こす。冬場はノロウイルスやロタウイルスなどのウイルスによるものが多く感染することが多い。うがいや手洗いの励行が予防になる。インフルエンザは普通の風邪と違つて、

高熱頭痛全身の倦怠感、筋肉や関節の痛みなどの全身症状が現れ、高齢者は二次的な感染から肺炎を起こす恐れがある。予防接種を受けることが効果的で、感染しても軽い症状で済むことが多く、高齢者が感染すると重症化しやすい。65歳以上の人には予防接種を1回に限り、1,000円で受けられる助成金を行つていている。

問③ 児童手当制度の拡充による宇佐市への影響は。

答 支給対象年齢が小学校3学年修了前から小学校修了前までと拡大され、所得制限についても緩和された。受給者増と併せて「三位一体の改革」により市の費用負担が今回の改正で見直された。

問④ コミュニティバスの本格実施への取り組みは。

答 要望やアンケートをまとめ1月末までに計画案を作る。本格実施は7月からの予定。

問⑤ 長洲浜部地域は、高齢化率が高く、人口密集地でもある。公共交通機関の路線導入を検討するべきだがどうか。

答 急病人が発生した場合、看護師が状態を確認のうえ、委託医に連絡し診察の結果、入院が必要となれば救急車の出動を要請し、救急病院に搬送している。また入所者、ショート職員を含めて約160名がインフルエンザの接種を受けている。火災等の対応は、施設では消防法に基づき自衛消防組織を編成し、任務分担に基づき、毎月消火、通報、非難誘導の個別訓練を実施している。



特養老人ホーム「妙見荘」の防火訓練

急病人、火災等の対策について。

答 急病人が発生した場合、看護師が状態を確認のうえ、委託医に連絡し診察の結果、入院が必要となれば救急車の出動を要請し、救急病院に搬送している。また入所者、ショート職員を含めて約160名がインフルエンザの接種を受けている。火災等の対応は、施設では消防法に基づき自衛消防組織を編成し、任務分担に基づき、毎月消火、通報、非難誘導の個別訓練を実施している。

どうなつた?・合併のアメ

質問 衛藤昭生

問① 市町合併時のアメの部

分について問う。

(1) 合併後10年間で約184億円の合併特例債が認められている。現在の事業計画は、県道3路線など6事業あるが、総起債額は20億円余りでしかない。内容は都部における学校給食センター建設以外は、旧宇佐市における事業である。これについてどう思うか。併せて市民への状況報告をすべきでは。

答 合併後の第1次基本構想で具体化した事業と、他に20年度の国体に関連した事業の一環として、院内の「平成の森公園野球場施設整備事業」がある。地域審議会等で事業報告をしているものの、年1回程度は広報誌を通じて市民に状況を知らせていきたい。

(2) 平成21年度までの5年間

という期限付の合併周辺地域対策事業として、県の地域活性化総合補助金等が充分活かされてない。旧両町に対しても元負担金の伴う事業ではあるものの、その内容が理解さ

れていません。公共性の高い事業を計画する場合にあつては地元負担金分を市が助成することはあるえるのか。

答 できるだけ早く旧町民の懸念を深めていきたい。該当される懸案事業について検討中である。また、19年度から普通建設事業において支所枠を設けるようにしている。

問② 自治区の取り扱いについて

(1) 市内に350ある各行政区の規則や慣習には統一性がない。にもかかわらず市は一般行政事務の連絡等の事務委託をしている。字費や夫役等において人権的な問題や男女共同参画型社会という法的な視点から基本的な指針等は指

答 合併後の第1次基本構想で具体化した事業と、他に20年度の国体に関連した事業の一環として、院内の「平成の森公園野球場施設整備事業」がある。地域審議会等で事業報告をしているものの、年1回程度は広報誌を通じて市民に状況を知らせていきたい。

(2) 平成21年度までの5年間

という期限付の合併周辺地域対策事業として、県の地域活性化総合補助金等が充分活かされてない。旧両町に対しても元負担金の伴う事業ではあるものの、その内容が理解さ

れていません。公共性の高い事業を計画する場合にあつては地元負担金分を市が助成することはあるえるのか。

答 この組織は自主団体であるため規則や予算には立ち入らないが、自治委員会の役員会においてそういう問題を提起したい。

問③ 金丸地区より市道開設

課題に取り組むため、学校教育指導方針に位置づけている。

(1) 特別支援学級の生徒が安心して学べる施設設備の改善は。



工事が中断している広域農道(立石地区)

に對応している。

問④ 保育園・幼稚園・小学校等の連携は。

子どもたちが抱えている課題に取り組むため、学校教育指導方針に位置づけている。

問⑧ 有害図書の氾濫を防止する取組みは。

答 大人社会の低俗文化が及ぼす影響が強く、学校・家庭・地域が連携して取組む。

問⑨ 金丸地区より市道開設

のため、宇佐市に土地を無償で提供しているが、その後の取り組みについて。

問⑩ 広域農道の今後について

答 財政状況を勘案して実施の方向で検討していく。

問⑪ 施政方針の進捗状況は

用地取得の問題等により工事着手の目途が立っていない。

問⑤ 平成18年度施政方針の進捗状況は

質問 三浦長男

(1) 地域の特色を生かした今年度の新規施策は。

答 海浜ゾーンでは伝統漁法「石ひび」を復元し、それを中核としながら、ツーリズムの振興を図る。山郷ゾーンでは「レンタカウ」事業と、香下地区にシカの処理加工施設を建設する予定である。森林ゾーンでは、「宇佐市乾しいたけ研究会」を立ち上げ、高品

質の乾いたけの安定的栽培や単位収量増大に向けた研修を行っている。

(2) 漁業を生き返らせるためには、漁業資源の増大は不可欠である。放流即捕獲では資源の増大は困難ない。具体策は。

答 今後は、「育てて獲る漁業」を推進すると共に、「資源管理型漁業」を推進していく。

問② いじめによって自ら命を絶つ子どもや自殺する校長などがでてきて社会問題になつてゐる。いじめをなくしたり、事実を掌握したりしてどのように手立てを講じているか。

答 日頃から、子どもたちが発する危険信号を見逃さないようにしている。いじめは人間として絶対に許されないと意識を徹底指導し、さらに、教師と子どもとの心の触れ合いや、相談しやすい環境づくりに努める。

問③ 今年度産の水稻の凶作で、農家は深刻な打撃を受けている。市独自の支援策を講じるべきでは。

答 単独市町村での対応は非常に難しく思われる。

問④ 県北部振興局が開催し

た緊急対策会議で、稻の品種がヒノヒカリに偏っているのではとか、稲作中心の農業から生産性の高い作物の栽培への転換等の提言がなされたようだが、どう受け止めているか。

答 水田においては土地利用しないことは面的にカバーすることは難しいと思われる。

教育基本法を守る立場で

質問 荷宮みち恵

問① 教育基本法「改正」案

を強行に成立させようとする動きや、その中身について、教育に関わる立場としての見解は。

答 教育基本法が、教育の根

本を定める重要な法律である事に鑑み、より多くの方々に関心を持って論議を深めていたたくことは極めて重要で意義ある事。今後も国の方針等、

論議の行方に注目していきた

い。問② 新中学校の発足まで4ヶ月。「安心院町教育環境整備方針」のそれぞれの課題と進捗状況は。

答 校名、校章、制服等は全

て決定。校歌は曲付けの段階。通学問題は、スクールバスに加え、路線バス等の利用も組み合わせることで決定。新給食センターについては、今定例会で予算が決定すれば設計業務委託を行う。津房小学校増築工事は、12月中に完成予定。

問③ 「新給食センター」の理念は、院内との統合も踏まえ今後どのように生かされるのか。

答 「安心院町教育環境整備方針」に基づき、衛生管理、地産地消の推進、食農・食育等の支援をしていく。

問④ 国・県の制度では対象にならない被害にも支援する

「災害被災者住宅再建支援金給付制度」導入の検討は。

答 宇佐市でも、今年の9月

1日から県と同じ制度を導入。今後、県の制度でカバーできない被害に対しても、状況等を勘案しながら拡大も含め、検討していきたい。

問⑤ 10月からの乳幼児医療費助成の保護者負担の軽減について市独自で段階的にでも支援できないか。

答 今の厳しい状況下では、一部負担金の市単独の軽減策は、困難。

問⑥ 品目横断的経営安定対策を推進する上で、排水対策は重要だが、今後の計画は。現在新規事業の採択に向け県と協議中。

答 今後は新たな要望もあり、現在新規事業の採択に向け県と協議中。



完成した津房小学校の増築校舎

平成19年度予算編成と問題点について

質問 和氣敏彦

問① 平成19年度、予算編成と問題点について。

(1) 予算編成の取組み状況と政策課題については。

答 現在編成作業に取組んでいます。1月末を目途に予算案を作成方針。政策については、「全

心(前進)プラン」「平成19年

度宇佐市総合計画実施計画」

を確実に実行するため行革で定めたプランの目標を上回る

歳出削減、歳入確保の成果を目指すことがポイント。

る交付税の配分状況は。

答 地方の交付税については、現行の算定基準を見直し、人口、面積を基本に「新型交付税」を導入する方向で、本市においては、対前年度2・5%減の約2億2千万円の減を見込んでいる。現在「財務省」と「総務省」との折衝が続いている。不確定の状況。

(3) 公債比率、経常収支比率

は。公債比率、経常収支比率とも前年度に比べてやや改善しており、今後も努力する。

(4) 市民における周知徹底は。

答 市民への説明責任の視点から、可能な限り具体化して周知徹底を図りたい。

(5) 事前協議については。

答 基本方針に基づき、「設置目的」「業務内容」を考慮。「指定管理者選定委員会」に提案し、審議する。

(2) 管理費の試算方法は。

答 過去3年間の実績、平均額をベースに諸事情を考慮し、決定する。

(3) 第三者への賠償責任と明文化は。

答 協定書に謳い、さらに保険加入も義務づけている。

コメの大不作に市 独自の救済策を

質問 用松律夫

問① コメの不作による所得の激減世帯に国保税や介護保険料の減免を。

答 所得に反映されれば減免規定に基づき対応する。

問② 介護認定外でも法に基づき介護サービスが受けられるよう。

答 法に触れず、全額自己負担であれば（抑制の）指導はしない。

問③ 水道行政について。

(1) 水道工事で業者に白紙の請求書を出させていたが、問題だ。

答 誤解を招く可能性が非常に強いと分かったので、反省し改善した。

(2) 白紙の請求書を出させていた業者に正当な工事費の支払いを。

答 「強く言われた方にはする、黙っている方にはしない」ということはせず、全て同じ形で処理するよう指導していく。

問④ いじめ問題について。県への報告が1件とは実態を反映していない、再調査を。

答 全ての生徒を対象に調査

を行った。今後定期的に行う。
問⑤ 西部中のバレーボール事故について。

(1) 文科省もすべての関係生徒からも事情を聞くべきとの見解だが。

答 未成年でもあり、今後も調査を行う計画はない。

問⑥ 事故報告書には「バレーボールを蹴るな」と指導した

とあるが、今度の答弁書ではフットサルをやっていたとする。

答 裁判中で答弁できない。

問⑦ 大型店の身勝手な撤退や進出の規制を。

答 要求のある地区から箇所はどこか。

問⑧ 子育て支援施設の増設箇所はどこか。

答 裁判中で答弁できない。

問⑨ 入札改革について。

(1) 落札率96・8%に対する見解を。

答 非常に高い。解消に向けて、あらゆる方策をとる。

(2) 違法に対するペナルティーの強化はどう図られたか。

答 12月6日付けで暴力団対策などの事項を更に強化した。

「いじめ」の今後の対策を問う

質問 斎藤文博

問① 農業問題について。

(1) 米不作の対応、対策は。

(2) 農業組合法人、特定農業団体、認定農業者に対する今後の支援策は。

答 国会で、品目横断的経営安定対策による、担い手経営安定期新法が成立し、制度的な枠組みが整備された。今後、制度的支援策が出されてくるものと思われ、宇佐市としても制度と予算の範囲内で最大限の支援を行う。

答 慎重に対応する。

問⑧ 高田や中津のように針灸あんまの受領委任払いを。

答 問題点が解消できれば検討の課題となる。

問⑨ 入札改革について。

(1) 調査内容、調査範囲、調査結果は。

答 市内の小、中学校で全児自殺問題について。

問⑩ 学校でのいじめによる自殺問題について。

(1) 調査内容、調査範囲、調査結果は。

答 問題点が解消できれば検討の課題となる。

問⑪ 入札改革について。

(1) 落札率96・8%に対する見解を。

答 非常に高い。解消に向けて、あらゆる方策をとる。

(2) 違法に対するペナルティーの強化はどう図られたか。

答 12月6日付けで暴力団対策などの事項を更に強化した。

童生徒を対象にアンケートと面接等を実施した結果、1件の報告があった。

問② 今後の対応、対策は。

答 いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起り得るものとの認識に立ち、教育相談やアンケート調査などを定期的に実施し、徹底した実態の把握や教育活動全体を通して教師と子どもとの心の触れ合ふと人間関係づくり、悩みなどが相談しやすい環境づくりに積極的に努める。また、いじめの発生を把握した場合、担任等が一人で抱え込むことなく全教職員が被害を受けている子どもを守り通すことを基本に、その対応にあたるようにしていく。さらに、「いじめられている子ども」、「いじめている子ども」、それぞれの家庭にいじめの実態や経緯などをついても連絡し、双方の家庭の協力を求めるとともに、必要に応じて関係機関と十分な連携を持って、組織的な取組みを推進するよう努めていく。傍観者の子どもに対しては、いじめを止める側に立つ子どもへの変容を図るよう、取組みを強化している。

人事問題について

質問 高橋宜宏

問① 人事問題について。

(1) 県は、中堅職員を対象に専門分野の知識や技能を養い、専門家に育てる制度を導入するという。宇佐市も税務・福祉・ITなど、時代に対応した専門性の高い人材を養成する制度の導入を。

答 ITや福祉分野で、知識・資格を有した人材を採用。採用後の研修やその分野を軸にした異動により、その専門性を深める長期展望に立った人材育成を進める。

答 I.T.や福祉分野で、知識・資格を有した人材を採用。採用後の研修やその分野を軸にした異動により、その専門性を深める長期展望に立った人材育成を進める。



心身ともにたくましく健やかに育て「うさっ子」



図書館の利用時間の拡大を!

(3) 人事院も給与面における実績主義の強化を提案しているが、宇佐市は勤務評定制度の導入を。

答 県下11市で構成する「県都市人事連絡協」の中で、協議をしながら客観的・透明性の高い勤務評定のあり方等について研究したい。

問② 市民図書館について。

(1) 全国的に図書館の休館日が変化しつつある。月曜(現在休館日)開館にとどまらず、開館日数や開館時間が拡大される傾向にある。また指定管理者制度の導入による活用拡大の流れもある。宇佐市も、

答 県下11市で構成する「県都市人事連絡協」の中で、協議をしながら客観的・透明性の高い勤務評定のあり方等について研究したい。

職場復帰に向けたサポートの充実や分限処分制度の適切な運用に努めたい。

問③ 市民に目に見える形で

行財政改革の取り組みについて

質問 林 寛

問① 地域住民に対する行政全般の出前講座の取り組みについてはどうか。



ストラップ式とプレート式の名札

職員が地域に出向き自主的に出前講座を行ってはどうか。

答 「広報うさ」において、講座メニューを作成しテーマを選択してもらい、その中から職員との意見交換を行っていく。また、講座メニュー以外のものも受けつけている。

問② 行政評価システム(事務事業評価)の取り組みで、行政評価システムの内容とその意義と効果について。

答 事務事業評価の目的は、「事務事業の順位づけ」「予算編成への反映」「職員のコスト意識の醸成」「透明性の確保」この4つを最重点課題と位置づけ、必要性・有効性・公平性等の

今まで通り月曜休館で運営する。祝日開館は、来年度から実施する方向で検討したい。

月曜開館や開館日数、開館時間の拡大を図るべきではないか。

答 月曜休館は浸透しており、今まで通り月曜休館で運営する。

評価による検証を重ね、限られた財源の中で事務事業の目的を明確にし、効果的、効率的に実施しようとするもの。

問③ 市民に目に見える形でのストラップ式の名札の導入に取り組んでは。

答 昨年の10月にプレート式の名札を作成した。吊り下げ式と比較しても一長一短あるが、当面は現行のプレート式の名札を使用する。

農林水産業の振興について

質問 尾島保彦

問① 農林水産業の振興について。

答 農林水産業の振興・観光力して、特に病院、福祉施設に働きかけては。

答 農林水産業の振興・観光さらには地域活性化等を視野に入れ、より効果的な地産地消を推進していきたい。

答 市民の健全な食生活の実践を目指して、食生活推進協議会を中心に、食の大切さや知識を広める活動に取り組んでおり、今後も食育活動の推進に努めたい。

答 (3) 老朽ため池の補修について。

答 年2回、行革の進捗率や進行管理について、具体的に数値化し、市報やホームページにおいて公表する。



応急改修ができた市内のため池

間伐放棄林について40ペント以上の強度間伐を行う事業や、再造林放棄地に広葉樹を植栽する事業があり、森林組合を通じて、事業の推進を図っている。

問④ 森林環境税導入に伴う林業振興策はどうなるのか。

答 小規模補修は、現行制度の宇佐市土地改良事業の活用をお願いしたい。

答 間伐放棄林について40ペント以上の強度間伐を行う事業や、再造林放棄地に広葉樹を植栽する事業があり、森林組合を通じて、事業の推進を図っている。

問② 地域コミュニティ再生の導入を検討すべきでは。

答 富山型は、赤ちゃんからお年寄りまで、障がいの有無に関わらず、誰もが一緒に身近な地域ディイサービスを受けられるようになつていて、宇佐市の場合、既存事業所の存続と移行の問題があり、今年度は特区申請はしなかつた。

答 富山型は、赤ちゃんからお年寄りまで、障がいの有無に関わらず、誰もが一緒に身

近な地域ディイサービスを受けられるようになつていて、宇佐市の場合は、既存事業所の存続と移行の問題があり、今年度は特区申請はしなかつた。

問③ 人口呼吸器のバッテリーの購入補助について。

答 障害者自立支援法では、地域の人々との交流や社会参加の推進を掲げており、人口呼吸器利用者が外出する時は、バッテリーは必要であり重要性は認識している。今後日常生活用具の対象となるよう、国に働きかけたい。

市民の声

“地方の一分”

安心院に住んで12年が過ぎた。子どもが学校に通い始めて、1学年10数人という少人数に正直最初は少し戸惑った。中学卒業までクラス替えがないことのマイナス面を心配した。しかし、実際子ども達が学校に通うようなり、杞憂である事を思い知る。プラスの面がはるかに大きい事に気付かされたのだ。学年を超えて遊ぶ子ども達・先生も生徒も親もみんながみんなを知っている環境・地域が子どもを育て、子ども達が地域を照らす環境など、都会には失われつつある人の絆が確かに存在し、何より子どもも地域の人々もそれを実感していて、子ども達は無意識に安心感を得ている。

今、全てが中央に向かい一つある。一部の人の便利さのために一部の人の便利さが無視される。中心に集中する事で管理しやすくなってしまふ絆の喪失の危機である。統合も合併も言葉ではあたかも便利そう、効率的に聞こえる。しかし、本当に全ての人が大切にされる世界のためには、便利、効率的、早い、大きい、強い事が“いい事”という前世紀の価値観か



地区のお年寄りに編物を習う中学生

らの大転換が必要だ。地方だからこそ少數の意見をもっと大きい声で叫び続けたい。

安心院町在住
村上 健（大学職員）

お知らせ

- ◇次回、3月定例会は2/26～3/19の日程で開催予定ですが、在任特例で在籍の55人の議員にとって最後の定例会です。
- ◇行財政改革を強く押し進めた平成19年度の緊縮予算の上程が予定されています。
- ◇多くの皆さんの傍聴をお願いします。

◆当委員会は、広報誌作りにどうまらず、議会活性化にむけてさらなる改革も必要だったが、充分な成果を得る事は難しかつた。次回からは委員も大幅に交替するとは思うが、市民に関心を持つて読まれる広報誌であることを願っている。
ご愛読ありがとうございました。

委員一同

宇佐市議選期日決まる!!

◎4月15日（日）告示

◎4月22日（日）投・開票

定数 30人……選挙区制

- ・宇佐 選挙区……21人(40,135人)
- ・安心院 選挙区……5人(6,954人)
- ・院内 選挙区……4人(4,231人)

※()内は、平成18年12月2日現在の有権者数

※現議員の在任期間は3月30日までです。3月31日から4月21日までの間については、議員不在となります。選挙後の在任期間は、平成19年4月22日から平成23年の4月21日までの4年間となります。

知事選・県議選の日程

《知事選》・3月22日（木）告示

・4月8日（日）投・開票

《県議選》・3月30日（金）告示

・4月8日（日）投・開票

市民の皆様へ

今回の選挙は、新市施行に伴う定数改正で行う初の選挙となります。

今後の市政の方向に大きく影響を及ぼす大切な選挙です。政治家も有権者も公職選挙法に則り、公正・厳格な選挙を求めなくてはなりません。

【寄附禁止のルール】

「贈らない」・「求めない」・「受け取らない」の三ないをお互いに徹底し、皆さんに深いご理解をお願いするものです。

編集後記

◆新市になつて議会報もリニューアルした。編集担当の当活性化特別委員会は11人で構成されているが、今回で8号を迎えたメンバーでの作成は最後となつた。『読んでもらいたい・知らせたい記事、見やすい紙面構成、表現と視点の公平性、ボリュームのある内容』に取り組んできた。年4回発行で限られたページ数のため文字数が多くなった事は、伝えたい事がいっぱいあるという意味だとご理解を求める。編集に深くかかわったお陰で市内全域についていろいろな知識や問題点を知り得ることができた。皆さんの読後の感想や意見を求めるといとアンケートを考えつても実施までには至らなかつた事が心残りだ。